

【訂正とお詫び】

22 ページの内容に一部誤りがありましたので、下線のとおり訂正してお詫び申し上げます。

22 第1章 作業環境管理専門家の役割等

参考 「第3 管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」 告示の概要

告示で規定する「個人サンプリング測定等」の方法、呼吸用保護具の選定方法の概要は次のとおりである。

1 有機則関係（第1条～第2条）

(1) 有機溶剤の濃度の測定の方法（第1条）

- 1) 有機溶剤業務に係る単位作業場所については、個人サンプリング法（C・D測定）により測定を行う。
- 2) 上記1)の方法のほか、均等ばく露作業ごとに2人以上の労働者（1人作業の場合は最小限の間隔を置いた2日。以下同じ。）を対象とした全作業時間を通じた個人ばく露測定（以下単に「個人ばく露測定」と略。）によることができる。
- 3) 上記1), 2)に係る試料採取方法および分析方法は、作業環境測定基準（以下「測定基準」という。）に準拠する。

(2) 呼吸用保護具の要求防護係数（第2条）

- 1) 第3 管理区分に区分された場所で使用する呼吸用保護具は次項の要求防護係数を超える指定防護係数（別表第1～第4。メーカー証明書添付の場合別表第5。以下同じ）を有するものでなければならない。
- 2) 要求防護係数は、「測定の結果得られた値」を管理濃度で除したものとする。
- 3) 「測定の結果得られた値」は以下のとおり。
 - C 測定のみの場合：第一評価値
 - C・D 測定の場合：第一評価値またはD 測定値のうち最も大きいもの
 - 個人ばく露測定の場合：測定値中の最大値
- 4) 混合溶剤の場合は評価基準第2条第4項により得られた換算値を測定値とみなして要求防護係数を算出する。この場合管理濃度相当値は1とする。
- 5) ガス状の有機溶剤の製造・取扱作業場においては、当該有機溶剤の種類に応じた除毒能力を有する吸収缶（破過していないもの）を備えた防毒マスクまたは別表第4の保護具（空気呼吸器等）でなければならない。

2 鉛則関係（第4条～第5条）

(1) 鉛の濃度の測定の方法（第4条）

- 1) 鉛業務に係る単位作業場所については個人サンプリング法（C・D測定）により測定を行う。
- 2) 上記1)の方法のほか、個人ばく露測定によることができる。
- 3) 上記1), 2)に係る試料採取方法および分析方法は、測定基準に準拠する。

(2) 呼吸用保護具の要求防護係数（第5条）

- 1) 第3 管理区分に区分された場所で使用する呼吸用保護具は次項の要求防護係数を超える指定防護係数を有するものでなければならない。
- 2) 要求防護係数は、「測定の結果得られた値」を管理濃度で除したものとする。
- 3) 「測定の結果得られた値」は以下のとおり。
 - i C 測定のみの場合：第一評価値
 - ii C・D 測定の場合：第一評価値またはD 測定値のうち最も大きいもの
 - iii 個人ばく露測定の場合：測定値中の最大値